

日時場所 令和4年12月20日 午後2時 日光市役所東庁舎第3・4会議室

出席農業委員	10名	1番 川村耕一	2番 手塚幸子	3番 高橋和子	4番 福田絹江
		5番 斎藤敏夫	6番 加藤英利	7番 神山隆治	9番 高橋久美子
		10番 小池毅	11番 渡邊悦子		
欠席農業委員	8番 増淵勝				
出席推進委員	19名	12番 柏木武	14番 大島一比古	15番 富田順子	16番 福田正明
		17番 神山守	18番 村上隆	19番 酒主学	20番 星野由起夫
		21番 西巻光次	22番 福田浩一	23番 柴田洋一	24番 吉原浩之
		25番 福田重勝	26番 福田隆夫	27番 大島昭吾	28番 阿久津文枝
		29番 大貫宣秀	30番 佐藤修一	31番 小倉政一	
欠席推進委員	13番 福田富美男				
傍聴人	なし				

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第29号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第30号 農地法第18条（通知）について
- 第5 報告第31号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について
- 第6 推薦第7号 日光市都市計画審議会委員の推薦について
- 第7 議案第72号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第8 議案第73号 日光農業振興地域整備計画の重要変更について
- 第9 議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第10 議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第11 議案第76号 非農地証明願について
- 第12 議案第77号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第13 議案第78号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について

福田貴子主幹

皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、日光市農業委員会総会規則第5条第5項の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中10名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。また、推進委員につきましては20名中19名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

- 福田 絹江 議長 　　ただ今から、令和4年12月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程につきまして、福田主幹に朗読させます。
- 福田 貴子 主幹 　　（ 議事日程を朗読 ）
- 福田 絹江 議長 　　日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、
私、議長において指名をいたしたいと思います。9番高橋久美子委員、10
番小池 毅委員のご両名を指名いたします。
　　なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いた
します。
- 福田 絹江 議長 　　つづきまして日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につつま
しては、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございません
か。
　　（ 「異議なし。」との声あり ）
　　異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1
日限りとすることに決めます。
　　それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、
敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。
- 福田 絹江 議長 　　日程第3、報告第29号「農地法第5条第1項の規定による許可書の交付
について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
　　（ 川村光代主任挙手 ）
　　はい、川村主任お願いします。
- 川村 光代 主任 　　報告第29号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明
いたします。はじめに議案書1ページ、10月の栃木県農業会議の常設審議
委員会において、保留となった案件ですが、11月常設審議会において再度
意見聴取を行いました。特に質問等もなく許可相当と意見をいただきました。
許可日及び指令番号につきましては令和4年11月28日、日農委指令
第5-36号で許可書を発行しております。続きまして議案書2ページから
6ページ、先月の5条申請は12件ございましたが1番から6番までは1案
件となっておりますので、全部で7案件でございます。許可書につきましても
7件交付いたしました。譲渡し人、譲受け人、土地の所在等は総会資料のと
おりです。総会審議日は令和4年11月21日。なお、1番及び6番につつま
しては同一事業として3,000平方メートル以上の案件ということで、
栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取をいたしまして、特に質問等も
なく許可相当との意見をいただいております。許可日および指令番号につつま
しては、令和4年12月6日、日農委指令第5-37号で許可書を発行し
ております。7番から12番につきましては、令和4年11月21日、日農
委指令第5-30号から35号で許可書を発行しております。以上でございます。
- 福田 絹江 議長 　　報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。
　　（ 「なし。」との声あり ）
　　よろしいですか。
　　（ 「はい。」との声あり ）
　　それでは次に移ります。

福田絹江議長 日程第4、報告第30号「農地法第18条（通知）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
（鯉沼慶主査挙手）

鯉沼慶主査 はい、鯉沼主査お願いします。
報告第30号「農地法第18条（通知）について」ご説明いたします。総会資料は、6ページから13ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸し人、借り人の住所、氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は9件で、申請番号1番が農地法第3条の解約、申請番号2番から9番が市農業公社扱いの利用権の解約となります。以上ご報告いたします。

福田絹江議長 これもご報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けします。
（「なし。」との声あり）
よろしいですか。
（「はい。」との声あり）
ないようですので次に移ります。

福田絹江議長 日程第5、報告第31号「令和4年度最適化活動の設定等について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
（福田貴子主幹挙手）

福田貴子主幹 はい、福田主幹。
報告第31号「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」ご説明いたします。総会資料14ページから16ページになります。これは農水省より農業委員会による最適化活動の推進等についてガイドラインが示され、今年度より、毎年度、農業委員会において「成果目標」及び「活動目標」を定め、翌年度の5月までに、総会において、活動の実施状況及び目標の達成状況について点検評価し、6月末までにインターネット等で公表することが義務付けられたことにより設定するものであり、令和4年5月総会において決定されたものです。15ページをご覧ください。Ⅱの1の(1)の②目標の「今年度の新規集積面積」に18ヘクタールとあります。当初ここは100ヘクタールと記載をしておりましたが、記載はされておりませんが、減少面積を82ヘクタールと想定し、新規集積面積から減少面積を差し引くと18ヘクタールであることは、5月に説明したところであり、先日、栃木県農政課より、新規面積に減少面積を加味した数値に修正するようとの指摘があり、18ヘクタールと記載したところであり、以上ご報告いたします。

福田絹江議長 報告ではございますが、何か、ご質問等ございましたらお受けいたします。
（富田順子推進委員挙手）

富田順子推進委員 はい、富田委員。
集積と集約の意味の違いについてわかりやすく簡単に教えていただけないでしょうか。
（福田貴子主幹挙手）

福田絹江議長 はい、福田主幹。
福田貴子主幹 集積は、担い手などの人に農地を集めること、集約はバラバラになっている農地をひとまとめに集めることだと思います。

福田絹江議長 用語についてはテキストに載っていると思いますので、もう一度見直してよく確認をしておいてください。他にご質問等はございませんか。
（「なし。」との声あり）
ないようですので次に移ります。

福田絹江議長 日程第6、推薦第7号「日光市と計画審議会委員の推薦について」を議題

といたします。

(福田貴子主幹挙手)

はい、福田主幹。

福田貴子主幹

推薦第7号「日光市都市計画審議会委員の推薦について」ご説明いたします。総会資料17ページをお開きください。日光市都市計画審議会委員について、委員1名の推薦を求めるもので、任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となっております。日光市都市計画審議会は、都市計画法第77条の2の規定に基づき、市長の諮問に応じて都市計画に関する事項を調査・審議するものです。以上になります。

福田絹江議長

説明が終わりました。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

(高橋久美子委員挙手)

はい、高橋委員。

高橋久美子農業委員

議長、一任でお願いしたいと思います。

福田絹江議長

議長一任の声がありました。議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議ありませんので、議長において指名いたします。

高橋和子委員を指名いたします。

高橋和子委員を推薦することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして日光市都市計画審議会委員に高橋和子委員を推薦することに決しました。

福田絹江議長

日程第7、議案第72号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

今月の現地調査は意見要請活動部会が担当しております。川村部会長から全体説明をお願いいたします。

(川村耕一農業委員挙手)

福田絹江会長

はい川村部会長。

川村耕一農業委員

今月の議案の現地調査は12月16日に、意見要請活動部会が2班体制で行いました。今回の現地調査は1班が高橋和子委員、福田正明委員、福田浩一委員、福田絹江会長、事務局から河合事務局長、川村主任が対応しました。2班は、私、川村、酒主学委員、吉原浩之委員、事務局から福田係長、鯉沼主査が対応しました。担当委員ですが、3条申請が4件、日光農業振興地域整備計画の重要変更が2件、4条申請が2件、5条申請が5件、非農地証明願が2件、合計15件です。担当委員ですが、第3条の1番、2番は吉原委員、3番、4番は、福田正明委員、日光農業振興地域整備計画の重要変更の1番は吉原委員、2番は福田正明委員、4条申請の1番は吉原委員、2番は福田浩一委員、5条申請の1番は吉原委員、2番から4番は酒主委員、7番は福田浩一委員、非農地証明願の1番、2番は福田浩一委員が担当しました。それぞれ担当委員がご報告いたしますのでご審議の程よろしくをお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(吉原浩之推進委員挙手)

はい、吉原委員。

吉原浩之推進委員

私は、議案第72号の1番を担当しました。本申請は日光市小林地内における売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。申請地は日光市立小林中学校から南東2キロメートルに位置します。案内図です。塩野室交差点から東へ2.7キロメートル進み、右折して

1キロメートル進んだところに申請地があります。申請地は登記簿、現況ともに田です。今回の申請は1枚の田の真ん中の部分です。この1枚の田は譲受人が耕作しているということです。譲受人は所有している農地を家族2人で適切に耕作しており購入後も今までどおり水稻を作付けする計画です。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について川村部会長から報告をお願いします。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村部会長。

川村耕一農業委員

今回、売買による3条申請です。譲受人は、現在、この農地を耕作しており購入後も引き続き耕作する予定ですので何ら問題ないとの部会での統一見解です。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池委員。

小池毅農業委員
吉原浩之推進委員
福田 絹江 議長

確認ですが、この両脇の田の耕作も譲受人ということによろしいですか。

はい。今回この真ん中の田を購入するということです。

他に質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは、質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

それでは、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(吉原浩之推進委員挙手)

はい、吉原委員。

吉原浩之推進委員

私は、議案第72号の2番を担当しました。本申請は日光市小林地内における売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。位置図、案内図につきましては、番号1番と同じ所ですので割愛させていただきます。公図です、申請地は登記簿、現況ともに田です。申請地は2筆です。申請地は譲受人の自宅から800メートルの所にあり、今までどおり水稻を作付けする計画です。利用権はありません。見てのとおり水稻がまだ生えている状態ですが、田植えをした形跡はなく、推測ですが、昨年の実がこぼれたか、あるいはバラマキをしたような形でした。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について川村部会長から報告をお願いします。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村部会長。

川村耕一農業委員

この案件も売買による3条申請です。譲受人は、家族3人で大々的に農業をやっています、取得後も継続していく予定ですので何ら問題ないと思います。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江会長

続きまして番号3番について担当委員の報告を求めます。

(福田正明推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田正明推進委員

私は、議案第72号の3番を担当しました。本申請は日光市大渡地内における売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。申請地は日光市大渡地内、鬼怒川上流浄化センターから北西320メートルに位置します。案内図です。鬼怒川上流浄化センターから北西へ1.2キロメートル進んだ左側に申請地があります。公図です。申請地は登記簿は雑種地、現況は田です。譲受人は経営農地を適切に管理し、家族二人で水稻、野菜を作付けしています。購入後も今までどおり水稻を作付けする計画です。申請地は自宅から1キロメートルほどのところにあります。利用権はありません。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、29番大貫宣秀委員の退席を求めます。

(大貫宣秀推進委員退席 午後2時43分)

福田絹江議長

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告をお願いします。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋副部長。

高橋和子農業委員

申請地は受け人の所有地と隣接しています。受け人は適切に農地を管理していますので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なんら問題ないと思いますのでご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

大貫宣秀委員に着席を許可いたします。

(大貫宣秀推進委員着席 午後2時45分)

福田絹江議長

続きまして番号4番について担当委員の報告を求めます。

(福田正明推進委員挙手)

福田正明推進委員

はい、福田委員。

私は、議案第72号の4番を担当しました。本申請は日光市町谷地内における贈与による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。申請地は鬼怒川上流浄化センターから西へ1.2キロメートルに位置します。461号線の轟曲り沢橋を渡り、右折して1.7キロメートルほど進み左折したところに申請地があります。申請地は9筆あり、登記簿、現況ともに田です。譲受人は経営農地を適切に管理し家族2人で水稻、野菜を作付けしています。申請地は自宅周辺にあり、取得後は今までどおり水稻を作付けする計画です。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしく願いいたします。

福田絹江議長

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告をお願いします。

(高橋和子農業委員挙手)

福田絹江議長
高橋和子農業委員

はい、高橋副部長。

贈与ですが、許可要件のすべてを満たしているためなんら問題ないと考えます。ご審議の程宜しく願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(小池毅委員挙手)

小池毅農業委員
福田正明推進委員
福田絹江議長

はい、小池委員

利用権の設定はありませんか。

ないです。

ほかに質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号4番について、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

日程第8、議案第73号「日光農業振興地域整備計画の用途区分変更について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(吉原浩之推進委員挙手)

吉原浩之推進委員

はい、吉原委員。

私は、議案第73号の1番を担当いたしました。本申請は日光市森友地内におきまして、一般住宅を目的とした除外申請です。申請地は日光市役所から南東2.3キロメートルに位置します。案内図です。国道119号線の森友交差点を南へ385メートル進んだところに申請地があります。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は東側及び南側が道路、西側が畑、北側が宅地です。土地利用計画図です。現地には申出人と申請代理人が立ち会いました。申出人は親と同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、自己用住宅の建築を予定しましたが、資金面で新たな土地を購入することは困難なため、自己所有の土地の中から申出地を選定いたしました。今後は農振法上の手続きを得て転用許可申請の手続きを行いたく申し出るものです。なお、すでに自家用自動車及び近隣住民の駐車場として利用しているため顛末書が添付されております。農業委員会としては除外後の転用申請の際に農業委員会会長あてに始末書の添付を依頼する予定です。給排水は公共の上下水道を利用します。雨水は敷地内浸透処理をいたします。以上のこ

とから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告をお願いします。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村部会長。

川村耕一農業委員

すでに砂利が敷いてあるため、今後始末書を提出していただく予定です。それ以外は何ら問題はなく許可相当と考えます。ご審議の程お願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池委員。

小池毅農業委員

申請地は一筆の内の一部ですが、申請地以外の農地はどのような状況ですか。

吉原浩之推進委員

この写真では申請地の奥の方の農地になりますが、今年は耕作をしていない状況です。

川村耕一農業委員

手前の方だけ分筆をして500平方メートル以内に抑えての申請ということですか。

福田絹江議長

よろしいでしょうか。ほかにご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして番号2番について担当委員の報告を求めます。

(福田正明推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田正明推進委員

私は、議案第73号の2番を担当いたしました。本申請は日光市手岡地内におきまして、一般住宅を目的として農振除外をする案件です。申請地は手岡公民館から北東650メートルに位置しております。案内図です。手岡公民館から県道小来川・文挾・石那田線を道なりに1.4キロメートル進み、右折して700メートルのところ申請地があります。申請地は2筆あり、登記簿地目は畑、現況は田と宅地です。周囲の状況は東側が田、西側は田と宅地、南側は道路、北側が宅地です。現地には申請人と行政書士が立ち会いました。申請地を一般住宅敷地に利用する計画で杭打ちがしてありました。申請地は20年以上前から進入路、宅地として利用されているため、今後は農振法の手続きを経て非農地証明願、地目変更登記をして、住宅敷地として利用する計画です。また進入路が狭いのでこちらもいっしょに4条申請をする予定です。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告をお願いします。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋副部会長。

高橋和子農業委員

住宅敷地を目的とした案件です。一部を進入路等と利用しています。周りに及ぼす影響はないと考えますのでご審議の程お願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池委員。

小池毅農業委員
福田正明推進委員
福田 絹江 議長

図面にある斜線はどのような意味ですか。

確認したところ、これは特別な意味はないそうです。

ほかにご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

日程第9、議案第74号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について担当委員の報告を求めます。

(吉原浩之委員挙手)

はい、吉原委員。

吉原浩之農業委員

私は、議案第74号の1番を担当いたしました。本申請は日光市小林地内におきまして、営農型太陽光発電設備を目的として転用する案件です。申請人、申請地等は資料のとおりです。申請地は日光市小林地内、塩野室運動公園から西650メートルに位置します。案内図です。小林交差点を宇都宮方面へ1.3キロメートル進み左折して630メートル進んだところに申請地があります。登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は北側が道路、西側及び東側は田、南側は水路です。申請地は過去に稲作を行っていましたが減反政策で稲作ができなくなり放置状態が長期になり、荒れ果ててしまいました。申請地を改善するため営農型太陽光発電設備を設置し、下部においてブルーベリーを育てたく申請するものです。給排水はありません。雨水は敷地内浸透処理します。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告をお願いします。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村部会長。

川村耕一農業委員

申請人はソーラーパネル設置の会社に勤務しておりまして、営農型ということで下にはブルーベリーを植えるということです。売電価格は18円です。周囲に及ぼす影響はないと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(斎藤敏夫農業委員挙手)

はい、斎藤委員。

斎藤敏夫農業委員
吉原浩之農業委員
福田 絹江 議長

面積が0.74平方メートルということですが、具体的にどの部分ですか。引き込み電柱と杭の面積の合計になります。

営農型ですので、設置するパネルの足の部分になります。

(大島一比古推進委員挙手)

はい、大島委員。

大島一比古推進委員
吉原浩之推進委員

ブルーベリーはどこで栽培するのですか。

太陽光パネルの真下になります。

大島一比古推進委員
吉原浩之推進委員

この下で作物は育つのでしょうか。
申請人はメガソーラーの設計者として、遮光率30%以下であれば問題ないということが太陽光パネルの開発の基礎になっているということです。今回は遮光率25%なので問題ないという説明をいただきました。

大島一比古推進委員
吉原浩之推進委員

パネルの高さはどのくらいですか。
2. 8メートルです。

福田絹江議長
福田重勝推進委員
吉原浩之委員
福田重勝推進委員
吉原浩之推進委員

(福田重勝推進委員挙手)

はい、福田委員。
営農型太陽光発電設備設置の場合、県の許可は必要ですか。
県ではなく市の許可になります。
収穫量や出荷量等の基準はあるのですか。

出荷量の基準はありません。毎年国への報告を求められており、おおよそ収穫量の8割を担保するようになっているのが国の基準となっているそうです。

(小池毅農業委員挙手)

福田絹江議長
小池毅農業委員

はい、小池委員。
専門的な機関などからの意見書等の提出はされているのでしょうか

(川村光代主任挙手)

福田絹江議長
川村光代主任

はい、川村主任。

申請を受け付けした段階で、知見を有する者の意見書ということで、「一般社団法人ソーラーシェアリング協会」の「問題がない」という意見書が添付されております。

福田絹江議長

他に質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして番号2番について担当委員の報告を求めます。

(福田浩一推進委員挙手)

福田浩一推進委員

はい、福田委員。

私は、議案第74号の2番を担当いたしました。申請人、申請地等は資料のとおりです。本申請は日光市町谷地内におきまして、農地改良を目的とした4条申請です。申請地は日光市温泉保養センター「かたくりの湯」から北西160メートルに位置します。案内図です。日光市温泉保養センター「かたくりの湯」の先を右折し、700メートル進んだ所に申請地があります。登記簿地目は畑、現況は田です。周囲の状況は、東側は田、西側が畑、南側、畑、北側が田となっております。現地には申請人及び行政書士が立ち会いました。申請地に隣接する農地において盛土が行われており、降雨時に申請地への土砂流出を防止するため、申請地を畦畔として利用する計画で杭打ちがしてありました。給排水はありません。雨水は地下浸透方式により処理します。申請地はすでに盛土造成をしており始末書が提出されております。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告をお願いします。

(高橋和子農業委員挙手)

福田絹江議長

はい、高橋副部会長。

高橋和子農業委員 申請者は委任状を提出し、代理人の測量設計会社が申請書を持参しています。現地には申請人と代理人の測量会社が立ち会っていますので何ら問題ないと考えます。ご審議の程よろしくお願いします。

福田絹江議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。
(加藤英利農業委員挙手)
はい、加藤委員。

加藤英利農業委員 聞き漏らしましたが、ここを何に利用するのですか。
福田浩一推進委員 畦畔です。この部分が高くなっておりここから雨水とか砂利とかが流入するのを防ぐために盛土をするということです。

川村耕一農業委員 隣りの盛土をしている所は、他人の土地になっていて、その下に申請人の土地がありまして自分の土地に流れ込むのを防ぐということです。

加藤英利農業委員 土砂が流れ込んでいることが問題なんじゃないのですか。
福田絹江議長 事務局の方でこれまでの経緯についてわかる範囲で説明をお願いします。
(福田貴子主幹挙手)
はい、福田主幹。

福田貴子主幹 隣りの農地ですが、こちらは●●さんの所有になっていまして2年ほど前に農地改良の申請が出され、農業委員会で許可を出し盛土の施工をしている所です。工事は今月中に終了ということになっており、そこを高く盛土しておりまして、そのためこの下の部分がくり貫くような形になってしましまして、どうしてもここに水が流れ込んでしまうということです。こちらは申請人である●●さんの所有になっていますが、土砂等が入り込まないように盛土の施工をお願いしたということを伺っています。

加藤英利農業委員 窪地ができることは最初からわかりきっていたことなので、土砂が流出しないような計画を出してきたのだと思います。結果往来で埋め立ててしまったように思います。

福田絹江議長 いろいろ憶測されると思いますが、●●さんも承諾の上でこのような申請が出されたことを重視して審議をお願いしたいと思います。
それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(挙手全員)
挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長 日程第10、議案第75号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。
(吉原浩之推進委員挙手)
はい、吉原委員。

吉原浩之推進委員 私は、議案第75号の1番担当いたしました。本申請は譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は倉ヶ崎地内におきまして、売買により一般住宅敷地を目的として転用する案件です。位置図です。申請地は、豊岡児童館から南西150メートルに位置します。案内図です。豊岡児童館から南西150メートル進んだところに申請地があります。登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は東側が道路、西側及び南側が宅地、北側が水路です。現地には譲渡人、行政書士が立ち会いました。申請地を一般住宅敷地に利用する計画で杭打ちがしてありました。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内浸透処理します。なお、申請地にマンホール及び砂利敷きがしてあったため、始末書が提出してあります。今回の申請地は台形ですが、数力月前に三角形のこの部分の土地の転用申請が出され、この土地が残

った土地だということです。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告をお願いします。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村部会長。

川村耕一農業委員

この案件は前回の申請時に話がありましたが、今回改めて申請が出されています。この中に農業用水路が通っておりまして、このまま使用するという事です。また、マンホールが設置されており始末書が提出されています。以上のことから問題はないと思われまますのでご審議の程お願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(加藤英利委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員
吉原浩之推進委員

水路に土砂とか流れ込まないように対策はするのですか。

特に確認をしております。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池委員。

小池毅農業委員
福田 絹江 議長

農業委員会で用水保全の意見書をつけてはどうかと思います。

農業用水に支障がないよう意見書をつけて許可する方向でよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番については、原案のとおり『許可』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は、原案のとおり『許可』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号2番について担当委員の説明を求めます。

(酒主学推進委員挙手)

はい、酒主委員。

酒主学推進委員

私は議案第75号の2番を担当いたしました。本申請は、譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は、平ヶ崎地内におきまして、売買により分譲地を目的として転用する案件です。申請地はJR今市駅から北東270メートルに位置します。案内図です。日光市役所前の交差点を西へ1.9キロメートル進んだ右側に申請地があります。登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は西側が田と宅地、東側が畑と道路、北側は畑、南側は宅地と雑種地です。土地利用計画図です。譲渡人、測量業者1名、不動産業者1名が立ち会いました。申請地を分譲地に利用する計画で杭打ちがしてありました。汚水・雑排水は公共の下水道を利用し、給水は公共の上水道を利用します。雨水は敷地内浸透処理をします。周囲はコンクリートの擁壁を設置します。計画の高さは現状の高さとほぼ同じとのことです。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えます。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告をお願いします。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村部会長。

川村耕一農業委員

周囲に擁壁を設置するという事で、周辺農地に及ぼす影響はないと思われまます。部会では何ら問題はないとの見解です。ご審議をよろしくお願い

福田絹江議長 いたします。

福田絹江議長 それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

酒主学推進委員 (「なし。」との声あり)

福田絹江議長 それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

酒主学推進委員 (挙手全員)

福田絹江議長 挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長 続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

酒主学推進委員 (酒主学推進委員挙手)

酒主学推進委員 はい、酒主委員。

酒主学推進委員 私は、議案第75号の3番を担当いたしました。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は鬼怒川温泉大原地内におきまして、35年間の使用貸借により一般住宅敷地を目的として転用する案件です。申請地は日光市立藤原中学校から南西200メートルに位置します。案内図です。国道121号線を鬼怒川方面へ進み、東武小佐越駅を過ぎて少し進んだところのY字路を左折し、1.2キロメートル進み右折して190メートルのところに申請地があります。登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は東、西及び南側が田、北側が道路です。土地利用計画図です。現地には貸し人と土地家屋調査士が立ち会いました。申請地を住宅に利用する計画で杭打ちがしてありました。給排水は公共の上下水道利用し、雨水は敷地内自然浸透処理します。残った田との段差は土で法面を作って処理するそうです。借り人は貸し人のお孫さんだそうです。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について川村部会長より報告を願います。

川村耕一農業委員 (川村耕一農業委員挙手)

川村耕一農業委員 はい、川村部会長。

川村耕一農業委員 この案件はおじいちゃんとお孫さんとの使用貸借契約ということですので。残った田はそのまま利用するということです。写真の消火栓は申請地の外になりますので何ら問題ないと思っておりますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長 それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

福田絹江議長 (「なし。」との声あり)

福田絹江議長 それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

酒主学推進委員 (挙手全員)

福田絹江議長 挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長 続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

酒主学推進委員 (酒主学推進委員挙手)

酒主学推進委員 はい、酒主委員。

酒主学推進委員 私は、議案第75号の4番を担当いたしました。貸し人、借り人及び申請地等は資料のとおりです。日光市木和田島地内におきまして、30年間の賃貸借により店舗敷地を目的とした5条申請です。申請地はJR下野大沢駅か

ら北東1.1キロメートルに位置します。土沢原交差点を南東へ560メートル進んだ右手に申請地があります。申請地は12筆ございまして、登記簿地目は田、畑及び原野、現況は田です。周囲の状況は、北側は宅地と山林、東側は農地、西側は市道、南側は宅地です。現地には貸し人、設計士が立ち会いました。申請地を店舗敷地に利用する計画で杭打ちがしてありました。今回、ドローンで写真を撮影しています。敷地内に貸し人の住宅がありますが、撤去して店舗が建てられます。面積は全体で1町1反歩です。土地利用計画図です。給排水は公共の上下水道利用し、雨水は雨水調整池を設置し西側市道側溝へ放流する計画です。地下にクロスウェーブハイ工法の調整池を造る計画です。地下に調整池を造ることによりその上を駐車場として利用できるの、敷地利用面積が減らないということです。大きさは一辺が75メートルと13メートル、深さが1.7メートル、1千657.5立方メートルの貯水量があります。店舗ですが中型の一般的な店舗とのこと。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしく願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について川村部会長より報告を願います。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村部会長。

川村耕一農業委員

空中写真ですが、吉原委員にドローンを持ってきていただき撮影したものです。周りは擁壁を組み、周囲に及ぼす影響はないと思いますので、部会では問題ないとの統一見解です。ご審議の程よろしく願います。

福田絹江議長

それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(大島一比古推進委員)

はい、大島委員。

大島一比古推進委員
酒主学推進委員

貯水池ですが、下流域の農地に及ぼす影響はないのですか。
立会人に数値的なものを確認しましたが、よくわからないということでした。多分1時間あたり40ミリ、50ミリを想定していると思います。

大島一比古推進委員
酒主学推進委員

駐車場の下にプールされるわけですか。
駐車場の下に、1メートルの上層がありその下1.7メートルの深さの所にプールされるということです。

大島一比古推進委員

通常雨であればそこにプールされるので、下流域の方は保全されるということですね。

福田絹江議長

この案件につきましては常設審議委員会にも意見を伺うということですのでその辺のところを事務局から補足説明をお願いします。

(福田貴子主幹挙手)

はい、福田主幹

福田貴子主幹

こちらの案件については、面積が、3,000平方メートル以上ということですので栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取をする予定です。許可日につきましても開発行為の許可日と同日とする予定でございます。

福田絹江議長

他にご意見等はございませんか。
(「なし。」との声あり)
それでは質疑を終結し、採決を行います。番号4番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号5番について事務局の説明を求めます。

(川村主任挙手)

はい、川村主任。

川村 光代 主任

議案第75号、5条申請5番についてご説明いたします。本申請は、令和3年12月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。農振除外が済みしましたので今回5条申請がありました。事務局で12月14日に現地の撮影をしてきましたので、後程ご説明いたします。貸し人、借り人、申請地等は資料のとおりです。位置図による説明です。申請地は所野小学校から南西110メートルに位置しております。所野にあります東京電力から東へ500メートル進んだ所に申請地がございます。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は東側、西側及び北側は畑、南側が道路となっております。土地利用計画です。申請人は実家の父の家に妻と子二人と同居しておりますが、子の成長に伴い同居空間が手狭になったため、また、現在住んでいる敷地が土砂災害特別警戒区域に指定され大変危険な状態であるため、今般父から申請地を借り受け、一般住宅敷地として利用したく申請するものでございます。申請地に建築面積61.27平方メートルの2階建て住宅と車両駐車スペースを設ける計画です。汚水雑排水は公共の下水道を利用し、雨水は敷地内砂利敷きとし、敷地内浸透処理といたします。給水は上水道を利用します。資金計画ですが総事業費は融資で賄い金融機関の融資証明書が添付されています。こちらは農振除外の申請の際に現地調査に行った時の写真です。こちらは12月14日に事務局で撮影した写真です。特に前回と変わりが無いことを確認しております。以上です。

福田 絹江 議長

説明が終わりました。質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号5番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号5番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号6番について事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村 光代 主任

議案第75号、5条申請6番についてご説明いたします。本申請は、令和4年11月に用途区分変更妥当ということで決定を受けた案件です。用途区分の変更が済みしましたので今回5条申請がありました。事務局で12月14日に現地の撮影をしてきましたので、現況については後程ご覧いただきたいと思っております。貸し人、借り人、申請地等は資料のとおりです。位置図による説明です。申請地は板橋トンネルの南、約1.2キロメートルに位置しております。案内図です。板橋トンネルから南へ1.3メートル進み、左折して50メートル進んだ所に申請地がございます。公図です。申請地は登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は東側は水路、西側は田、南側が道路、北側は田です。土地利用計画です。申請人はイチゴを34アール生産している専業農家です。今年1月に設置したイチゴ農園を観光農園として開放いたしました。観光農園開設に伴い、お客様の車両スペースに困窮しているため申請地を来客用の駐車スペースとして利用するため申請するものでございます。申請地に17台分の車両駐車スペースと通路を設ける計画です。雨水は場内砂利敷とし敷地内浸透処理します。給排水はございません。総事業費ですが総事業費は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されています。

写真です。これが12月14日に現地に行った時の写真です。前回と変わりが
ないことを確認しております。以上です。

福田 絹江 議長

説明が終わりました。質問等がございましたらお願いいたします。

砂利敷きにするということですが、どのくらい上がるかは示されていない
ということですね。

川村 光代 主任

はい。

福田 絹江 議長

隣接の農地に影響がないように施工をするようお願いしたいと思いま
す。

それでは質問がないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号
6番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手
を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号6番はこの原案のとおり『許可』
することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号7番について担当委員の報告を求めます。

(福田浩一推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田浩一推進委員

私は、議案第75号の7番を担当いたしました。譲渡人、譲受人及び申請
地等は資料のとおりです。本申請は、日光市荊沢地内におきまして、一般住
宅を目的として売買をする案件です。申請地は日光市立今市中学校の東に位
置します。案内図です。荊沢交差点を北に250メートル進んだ右側に申請
地があります。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は西側が市道、
東側及び南側が宅地、北側は宅地と畑です。現地には譲受人と行政書士が立
ち会いました。申請地を一般住宅敷地として利用する計画で杭打ちがしてあ
りました。雨水は敷地内砂利敷とし、敷地内浸透処理、汚水・雑排水は公共
下水道へ放流し、給水は公共の上水道を利用します。かなり傾斜しているの
で、土留めをする予定です。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考
えますのでご審議をよろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果につ
いて部会より報告を願います。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋副部会長。

高橋和子農業委員

申請地は都市計画区域でありまして、周囲に及ぼす影響はないと考
えます。以上のことから許可相当との部会での見解です。ご審議の程よろしくお願
いいたします。

福田 絹江 議長

それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたら
お受けいたします。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池委員。

小池毅農業委員

赤く区分けされた部分は農地ではなくて雑種地ですか。

福田浩一推進委員

宅地だそうです。ここにマンホールが設置してあります。

福田 絹江 議長

他にご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号7番について、この原案の
とおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号7番はこの原案のとおり『許可』
することに決しました。

福田 絹江 議長

それでは、ここで休憩を入れたいと思います。

(休憩 午後4時30分～4時44分)

福田 絹江 議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第11、議案第76号「非農地証明願について」を議題とし、担当委員の報告を求めます。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、29番大貫宣秀委員の退席を求めます。

(大貫宣秀推進委員退席 午後4時45分)

福田 絹江 議長

番号1番について担当委員の報告を求めます。

(福田浩一推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田浩一推進委員

私は、議案第76号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市大渡地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、日光市大渡地内、温泉施設から南西に90メートルに位置した場所です。温泉施設そばのT字路交差点から南西に50メートル進んだところに願出地があります。登記簿地目は畑です。周囲の状況は、東側・西側は宅地、南側は水路、北側は道路です。現地には行政書士、願出人が立ち会い杭打ちがしてありました。願出地は昭和50年より隣接する宅地と一体で農家住宅敷地として利用され、現在に至っております。平成12年撮影の空中写真が添付されておりますので、22年以上経過しております。以上のことから証明することに問題はないと考えます。ご審議をよろしく申し上げます。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会より報告を願います。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋副部会長。

高橋和子農業委員

空中写真が添付されており証明妥当との部会での統一見解です。ご審議の程よろしく願いいたします。

福田 絹江 議長

それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして番号2番について担当委員の報告を求めます。

(福田浩一推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田浩一推進委員

私は、議案第76号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市大渡地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。位置図、案内図の説明は1番と同じですので割愛させていただきます。登記簿地目は畑です。周囲の状況は、東側・西側・南側は

福田 絹江 議長

農地、北側は水路です。現地には行政書士、願出人が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は昭和61年及び平成元年に倉庫が建てられて以来、農業用施設として利用され、現在に至っております。平成12年撮影の空中写真が添付されておりますので、22年以上経過しております。以上のことから証明することに問題はないと考えます。ご審議をよろしく申し上げます。ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会より報告を願います。

(高橋和子農業委員挙手)

高橋和子農業委員

はい、高橋副部会長。

農業用施設の用地として利用され空中写真が添付されています。証明妥当との部会での統一見解です。ご審議の程よろしく願いいたします。

福田 絹江 議長

それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

大貫宣秀委員に着席を許可いたします。

(大貫宣秀推進委員着席 午後4時53分)

福田 絹江 議長

日程第12、議案第77号農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

鯉沼慶主査

はい、鯉沼主査。

議案第77号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は、『所有権移転』と『利用権設定』の案件がございます。ではまず、所有権移転の案件になります。総会資料は26ページから28ページとなります。今月の件数は5件で、面積合計は11筆で2万544平方メートルとなります。譲渡人、譲受人の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は29ページから55ページとなります。件数は56件、面積合計は274筆で38万9千190.03平方メートルとなります。内訳は、申請番号1番から7番が農業委員会扱いの利用権の更新で、申請番号8番から56番が日光市農業公社扱いの案件で、新規が20件、更新が29件となっております。設定をする者(貸し人)、設定を受ける者(借り人)の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願いいたします。

福田 絹江 議長

説明が終わりました。

始めに貸借権設定、総会資料39ページ19番、20番について審議いたし農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、30番、佐藤修一委員の退席を求めます。

(佐藤修一推進委員退席 午後4時58分)

福田絹江議長

ご質問ございますか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

貸借権設定のうち、19番、20番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、貸借権設定のうち、19番、20番については、原案のとおり『決定』することに決しました。

佐藤修一委員に着席を許可いたします。

(佐藤修一推進委員着席 午後4時59分)

福田絹江議長

次に貸借権設定の19番、20番以外の案件について審議いたします。ご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。

議案第77号の貸借権設定の19番、20番以外の案件について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第77号の貸借権設定の19番、20番以外の案件については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江議長

日程第13、議案第78号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

はい、鯉沼主査。

鯉沼慶主査

議案第78号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。総会資料は56ページになります。件数は2件で、面積合計は36筆で2万8千704.00平方メートルとなります。設定をする者(貸し人)、設定を受ける者(借り人)の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

説明が終わりました。

ご質問ございますか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

議案第78号について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第78号は、この原案のとおり『決

定』することに決しました。

福田 絹江 議長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。
これをもちまして、令和4年12月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後5時07分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

9 番 委 員

10 番 委 員